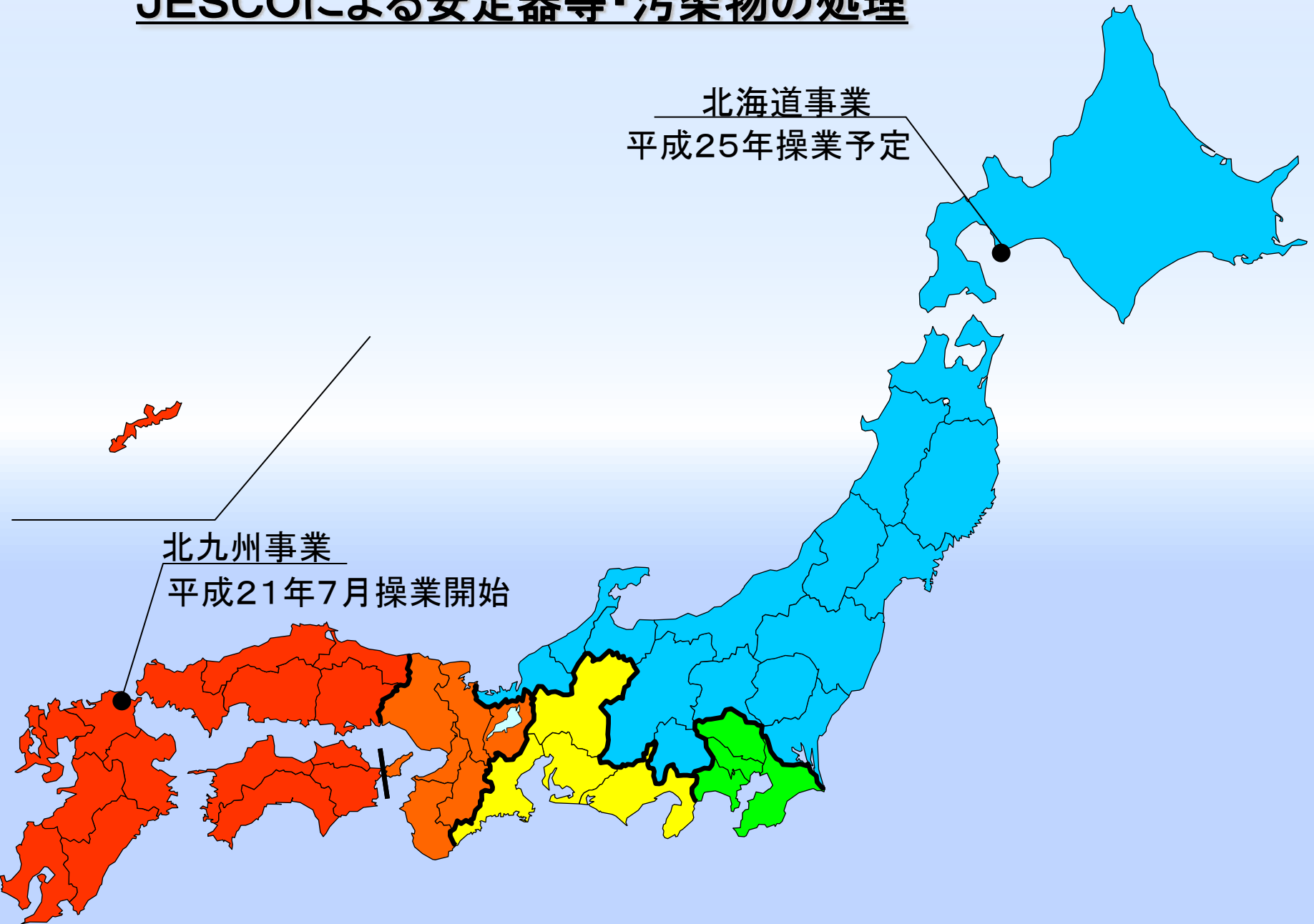


安定器等・汚染物の処理体制

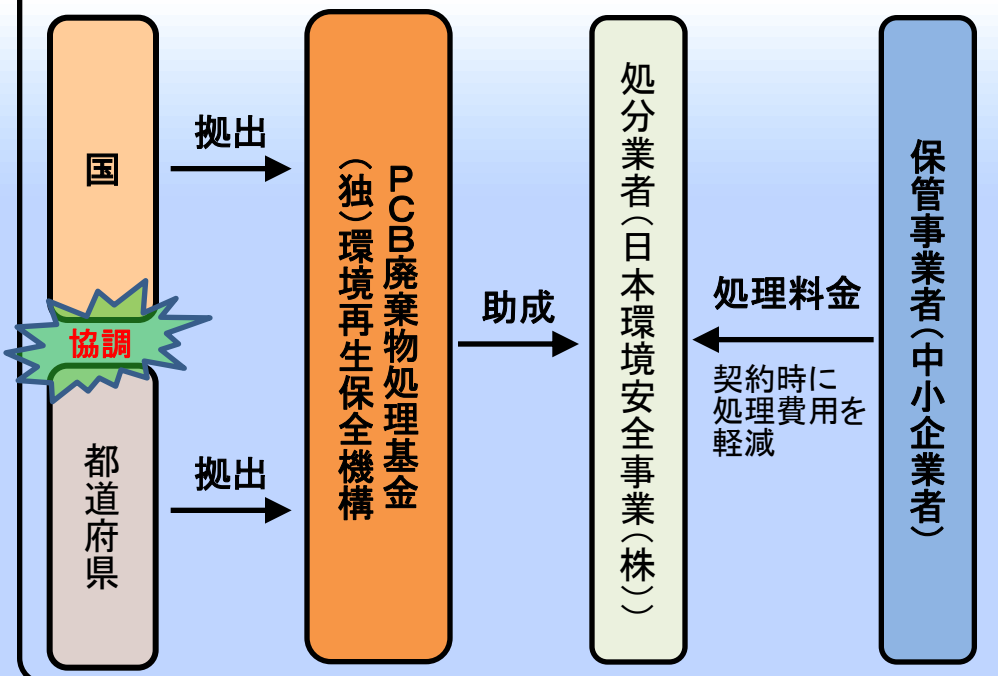
JESCOによる安定器等・汚染物の処理



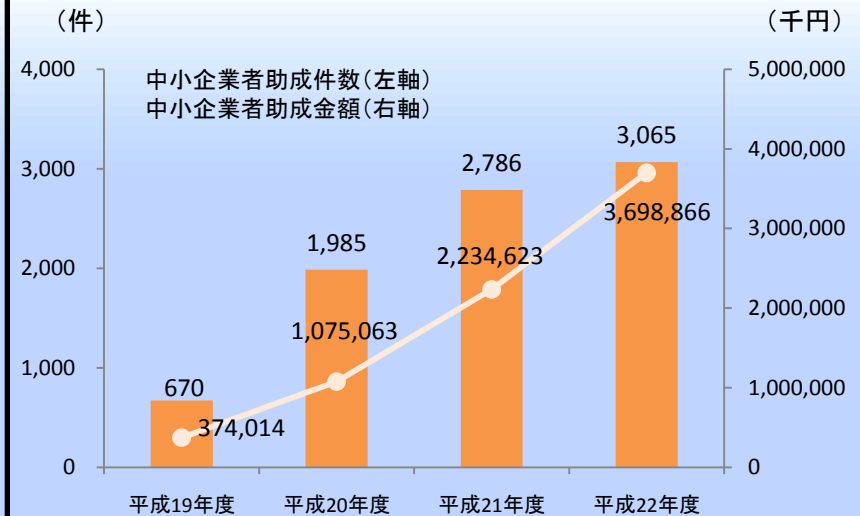
PCB廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

- ◆ 国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を造成（平成13年度～、最終的に560億円を造成する予定）
- ◆ 中小企業者がPCB廃棄物を処分業者（現在は日本環境安全事業株式会社）に処分委託する際にその処理費用を軽減

基金による中小企業者助成の流れ（イメージ）



助成実績



→処理の本格化に伴い、助成実績は年々増加

微量PCB汚染廃電気機器等に関する対策(中環審)

- PCB特別措置法施行後に、その存在が判明し、その量も膨大になると見込まれている。
- 平成19年4月から中央環境審議会に専門委員会を設置し、平成21年3月にとりまとめ。

中央環境審議会「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」のとりまとめを踏まえた主な対応:

- ◆ 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の処理対象物に微量PCB汚染廃電気機器等を追加
- ◆ 「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を策定
- ◆ 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」を整備
短時間かつ低廉に絶縁油に含まれるPCB濃度を測定できる方法

無害化処理認定施設について

- 高度な技術による無害化処理の内容が、迅速かつ安全な処理の確保に資するもの。
- 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実であること。
- 実証試験の実施結果を提出するなどして、その確実な処理ができることを環境大臣が確認。
- 専門家による評価を行った上で、適当と認められる事業者を認定。

環境大臣による無害化処理認定フロー

申請者

申請書

- 施設の設置場所、種類・能力
- 処理する廃棄物の種類
- 施設の構造等の設置に関する計画
- 施設の維持管理に関する計画
- 実証試験の結果
- その他(無害化の科学的因果関係の証明書類等)

生活環境影響調査結果書

大気質
騒音・振動
悪臭
水質
地下水

申請

環境大臣

告示・縦覧手続

- 施設設置場所、種類等の告示
- 申請書及び生活環境影響調査結果書の縦覧(一ヶ月)
- 関係都道府県知事及び市町村長からの意見聴取
- 利害関係者の意見書提出

専門的知識を有する者の意見

認定の基準の適否を判断

- 無害化処理の内容の基準
- 申請者の要件・能力等の基準
- 処理施設の基準

認定

微量PCB汚染廃電気機器等に係る無害化処理認定事業者

光和精鋳(株)
戸畑製造所
(福岡県北九州市)
認定日:平成22年12月

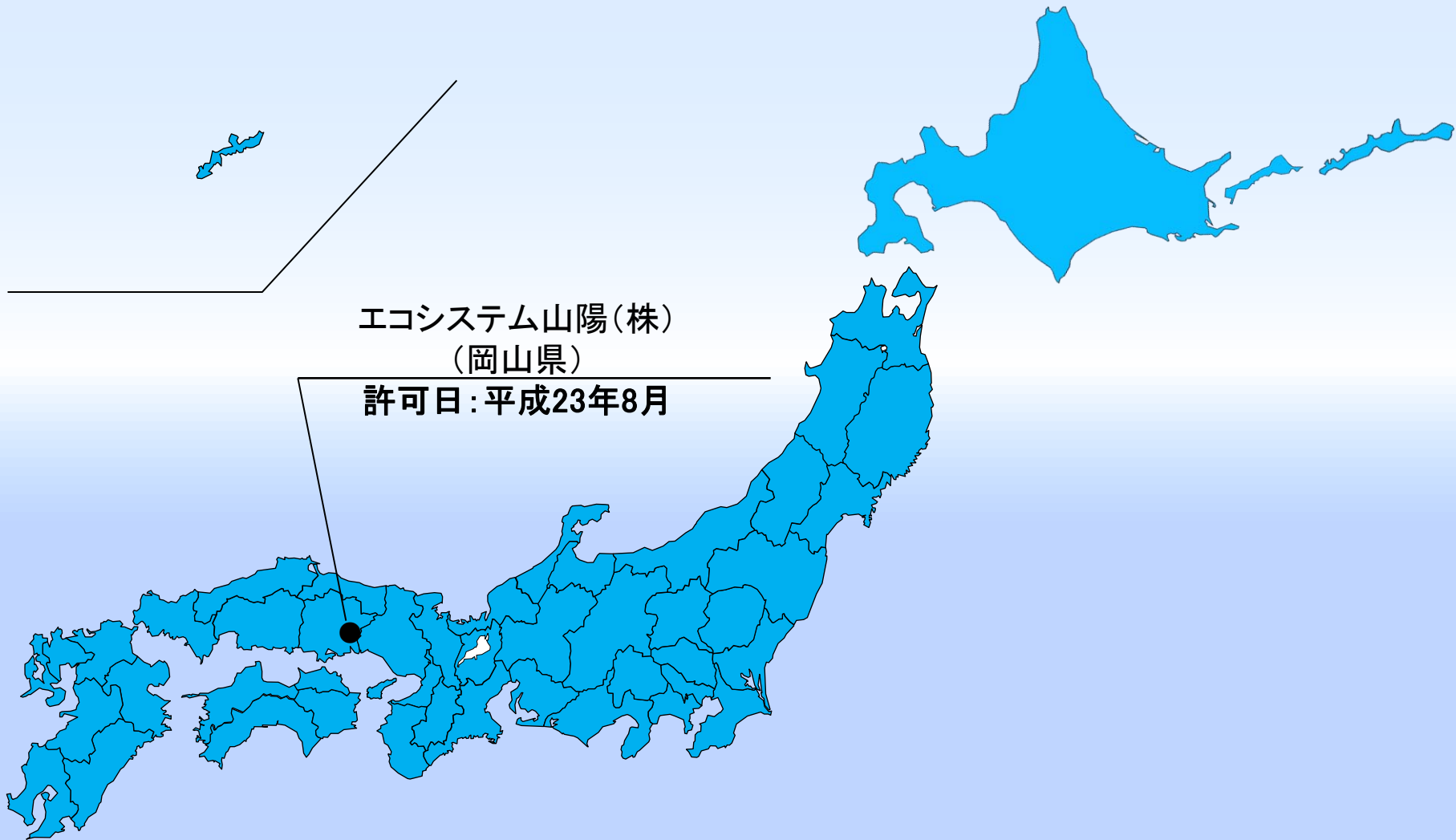
(株)クレハ環境
(福島県いわき市)
認定日:平成23年2月

(財)愛媛県廃棄物処理センター
東予事業所
(愛媛県新居浜市)
認定日:平成22年6月

東京臨海リサイクルパワー株式会社
(東京都江東区)
認定日:平成23年6月

(平成23年10月1日現在) 28

微量PCB汚染廃電気機器等に係る 都道府県・政令市の許可事業者



電力会社による自社処理

- 微量PCB汚染廃電気機器のうち、再生油を使用した柱上トランスについては、平成元年に、その存在が明らかになっていた。
- 電力会社(東北、東京、北陸、中部、関西、中国電力の6社)が自社処理することとなり、自ら施設整備を行って、順次処理を行っているところ。

- ◆ 再生油使用柱上トランスは、約382万台あると見込まれている。
- ◆ 平成13年の東京電力を皮切りに、平成19年の東北電力まで6電力会社による処理が進行中。
- ◆ 処理方法は、洗浄・化学処理、若しくは、一部容器について真空加熱分離法を採用。
- ◆ トランスに封入された絶縁油と、容器の部分を別々に処理。
- ◆ 処理進捗率について、
 - 絶縁油については、電力会社全体で約6割の処理が完了(各電力会社により約5割から、早い会社で約9割を処理済み。)
 - 容器については、電力会社全体で約4割の処理が完了(各電力会社により約3割から、早い会社で約6割を処理済み。)